

入札公告

廿日市市水道漏水対応維持業務（後期）に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）第4条および第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 9月16日

廿日市市水道事業

廿日市市長 眞野勝弘

1 入札担当部局

廿日市市水道局工務課工務係（廿日市市水道局2階）

〒738-0033 廿日市市串戸五丁目10番15号

電話 0829-32-5294（直通） Fax 0829-31-2575

E-mail suido-komu@city.hatsukaichi.lg.jp

2 入札に付する事項

(1) 業務概要

漏水対応維持業務 一式

(2) 特質等

別紙仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで

※1 本案件において設定している予定価格は、入札事後を含め非公表とする。

2 本案件においては、最低制限価格を設定しない。

3 仕様書は廿日市市水道局2階にて閲覧とする。

4 その他の詳細事項は、仕様書を参照すること。

3 入札参加資格

入札参加者は、次の各号のいずれにも該当する者であり、かつ、この入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 廿日市市（旧廿日市市・大野町）に主たる事務所を置く法人であること。

(3) 過去4年間に於いて漏水対応業務・漏水待機業務等の受注実績がある法人であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に

あつては、更生手続開始の決定、民事再生法にあつては、再生手続開始の決定を受けている者を除く。) であること等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

4 入札の日程等

	閲覧・提出期間等	注意事項
仕様書閲覧	平成 28 年 9 月 16 日(金)から平成 28 年 9 月 26 日(月) 17 時まで	廿日市市水道局 2 階にて仕様書を閲覧すること。
入札参加申請	平成 28 年 9 月 16 日(金)から平成 28 年 9 月 26 日(月) 17 時まで	「5 入札参加資格の確認申請」に示す内容を参照すること。
入札参加資格審査結果通知	平成 28 年 9 月 27 日(火)	前記 3 に定める要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
仕様書等に対する質問	平成 28 年 9 月 16 日(金)から平成 28 年 9 月 26 日(月) 17 時まで	質問がある場合は、質問書(様式第 6 号)により、前記 1 (入札担当部局) に示す Fax 又はメールアドレスへ送付してください。 その際の件名は、「 廿日市市水道漏水対応維持業務(後期)に係る質問事項 」としてください。
質問回答	回答内容を作成した段階で順次行う	提出された質問事項については、順次回答内容を質問者へ通知する。
入札書提出期限	平成 28 年 9 月 28 日(水)から平成 28 年 9 月 29 日(木) 17 時まで	「6 入札書の提出方法」から「13 入札保証金及び契約保証金」までの事項を参照すること。
開札	平成 28 年 9 月 30 日(金) 9 時	落札者には水道局から直接連絡をする。 開札結果は水道局ホームページに公表する。

5 入札参加資格の確認申請

この入札に参加を希望する者は、次の入札参加資格申請書類等を提出し、入札参加者資格を有することの確認を受けなければならない。

前記 4 の入札参加申請に示す提出期間に、次の書類一式を前記 1 の入札担当部局に提出すること。提出方法は、持参とする。なお、提出期限を過ぎた場合には、いかなる事由があっても受理しない。

項	提出書類	様式
1	<p>入札参加資格確認申請書</p> <p>※本店を申請者とする。ただし、廿日市市の「平成 27・28 年度建設工事競争入札参加資格者名簿」または「平成 27・28 年度物品・役務・買受け競争入札参加資格者名簿」に登録されている者で、入札、見積り及び契約締結等の権限を継続して委託されている場合は、受任者を申請者とする。</p> <p>※実印は印鑑証明書の印を押印すること。</p>	様式第 1 号
2	<p>業務実績調書</p> <p>過去 4 年間（事業年度）における漏水対応業務・漏水待機業務等の契約実績を記入すること。</p>	様式第 2 号
3	<p>委任状（写し不可）</p> <p>本店の代表者から、廿日市市を管轄する営業所等の長に対し入札、見積り及び契約締結等の権限を継続して委任する場合に提出すること。</p> <p>なお、委任先は 1 箇所とする。</p>	様式第 3 号 (注 2)
4	<p>使用印鑑届（写し不可）</p> <p>実印と使用印鑑を押印し、入札、見積り及び契約締結等に際し使用する旨を記載したもの。なお、これらの場合に実印を使用する者は提出を要しない。</p> <p>第 4 項の委任状の提出がある場合は必ず提出すること。</p>	様式第 4 号 (注 2)
5	<p>印鑑証明書（写し不可）</p> <p>本店所在地の管轄法務局で発行された代表者（申請者）の印鑑証明書</p>	(注 2、3)
6	<p>商業登記簿謄本の写し</p> <p>本店所在地の法務局が発行した商業登記簿謄本（登記事項証明書）</p>	(注 2、3)

注 1 提出書類については、入札参加資格の確認に係る申請を行う日を基準日として作成すること。

注 2 廿日市市の「平成 27・28 年度建設工事競争入札参加資格者名簿」または「平成 27・28 年度物品・役務・買受け競争入札参加資格者名簿」に登録されている者は、第 3 項から第 6 項までの書類等の提出を要しない。

注 3 第 5 項及び第 6 項に定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の 3 か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

6 入札書の提出方法

入札書の提出方法は、次の方法による。

入札書を直接持参する。

作成した入札書類を前記 1（入札担当部局）に持参し提出すること。なお、この場合にお

いて、代表者又は様式第3号による委任を受けた者ではなく代理人が書類を持参する場合は、委任状（様式第5号）を併せて提出すること。

書類受付時間は、平日の8時30分から17時00分までとする。

※ 提出期限を過ぎて提出された入札書類は、いかなる事由があってもこれを受理せず、入札を辞退したものとみなす。

7 入札方法

総価で入札に付する。

8 入札回数

入札回数は、再度入札を含め合計2回とする。初回入札の開札結果で、予定価格に達する入札がない場合には、再度の入札を行うものとする。

9 入札書の記載方法等

- (1) 入札書は、様式第7号を使用すること。
- (2) 入札書は、仕様書で積算した「入札額」の合計金額を記入すること。
- (3) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 提出された入札書において、入札価格の訂正は認めない。
- (5) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札書の封入方法については、入札案件ごとに内封筒・外封筒の二重封筒とすること。入札書を入れた内封筒には、「入札書在中」と朱書きして封かんし、封筒の表面には、入札者の商号（名称）、調達件名を記載するとともに貼り付け部分を届出印で割印をする。外封筒には、表面に「**廿日市市水道漏水対応維持業務（後期）に係る入札書在中**」と記載し、封印すること。なお、委任状を同封する場合は、外封筒に直接入れること。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
- (2) 発注者において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 同一の入札について同一の入札者が2つ以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

- (5) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (6) 入札書を封印した封筒に封入していないとき。
- (7) 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- (8) 前各項に掲げるもののほか、廿日市市契約規則第7条各号のいずれかに該当するとき。

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札執行に係りのない廿日市市職員がその者の代わりにくじを引き、落札者を決定するものとする。

12 入札保証金及び契約保証金

免除する。

13 契約書の内容等

契約書の内容は、別紙「委託契約書（案）」を参照すること。

別紙「委託契約書（案）」は、仕様書と同様に廿日市市水道局2階で閲覧すること。

14 その他

- (1) 費用の負担
契約書等の作成及び提出に要する費用は落札者の負担とする。
- (2) 契約先
契約相手は、発注者「廿日市市水道事業 廿日市市長」となる。
- (4) その他
 - ① 本入札に関して提出された書類は返却しない。
 - ② 資格確認書類等は、提出者に無断で使用しない。